

衆議院災害対策特別委員会ニュース

平成 24.6.19 第 180 回国会第 8 号

6 月 19 日（火）第 8 回の委員会が開かれました。

1 災害対策基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第 81 号）

- ・平野復興大臣（東日本大震災総括担当）、中川国務大臣（防災担当）、西村厚生労働副大臣、柳澤経済産業副大臣、横光環境副大臣、城井文部科学大臣政務官、高山環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・市村浩一郎君外 5 名（民主、自民、公明、共産、きづな、社民）提出の修正案について、提出者谷公一君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。
（賛成 - 民主、自民、公明、共産、きづな、社民、みんな）
- ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成 - 民主、自民、公明、共産、きづな、社民、みんな）
- ・市村浩一郎君外 6 名（民主、自民、公明、共産、きづな、社民、みんな）から提出された附帯決議案について、長島忠美君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成 - 民主、自民、公明、共産、きづな、社民、みんな）

（質疑者及び主な質疑内容）

高橋昭一君（民主）

- ・災害時における情報の共有及び連携の重要性が指摘されているが、内閣府所管の総合防災情報システムに限らず、各省庁の情報を横断的に開示すること、また、民間と共有することについて、中川防災担当大臣の見解を伺いたい。
- ・災害時のボランティアについては、各地の社会福祉協議会が受入れに当たっているが、日常の社会福祉に加えて、災害時にはボランティアの受入れにより数倍の負担がかかってくることから、国としても支援を行うべきと考えるがどうか。
- ・いわゆる危機管理庁については、民主党 INDEX にも掲げられていたものの、設置ありきの議論をすべきではないということになっていた。東日本大震災を経た今日、あえて設置ありきで議論を進めるべきではないかと考えるが、中川防災担当大臣の見解を伺いたい。

谷公一君（自民）

- ・現行の災害対策基本法では、「竜巻」が災害として定義されていないことについて、中川防災担当大臣の見解を伺いたい。
- ・本法律案では、地方公共団体間の応援要求について、対象が応急措置から災害応急対策一般に拡大されたが、

応急措置には応諾義務が課されているのに、災害応急対策一般については応諾義務を課さないとした理由をお尋ねする。

- ・国家緊急事態について法整備がされていないのは我が国だけであろうと思うが、自民党の憲法改正草案にあるように、憲法に緊急事態を規定することについて、中川防災担当大臣及び平野復興大臣の所見を伺いたい。

小里泰弘君（自民）

- ・本法律案では、災害時、物資、資材が不足する場合に、市町村長は都道府県知事に、都道府県知事は国に必要な物資等の供給を求めるとしている。いずれの場合も都道府県を経由した要請となっており、これでは、東日本大震災の教訓は生かされていないのではないかと考えるが、中川防災担当大臣の見解を伺いたい。
- ・大災害時には、人や権限、予算を集中させて対応していく必要がある。一方で、広域連合に国の出先機関を移管する動きが進んでいるが、広域連合では、このような役割を果たすことは困難ではないか、中川防災担当大臣の所見を伺いたい。
- ・年々、防災予算が減額される中、国直轄の河川の整備率が 60% である。国は必要な治水対策等防災対策の予算を確保していくべきであるかと考えるが、中川防災担当大臣の決意を伺いたい。

石田 祝 稔君(公明)

- ・災害発生時、市町村長から他の市町村長に応援を求められることができ、その対象業務は応急措置から災害応急対策一般に拡大されたが、災害応急対策の実施を求められた市町村長等については、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないとする規定が盛り込まれなかった理由は何か。
- ・福島第一原子力発電所の事故直後の3月に、経済産業省や文部科学省は、外務省を通じて、米国エネルギー省から放射線量を測定した汚染地図の提供を受けていたが、政府からデータが公表されず、住民の避難に活用されなかったのはなぜか。
- ・本法律案では、国及び地方公共団体は、災害の予防及び拡大の防止のため、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援の実施に努めなければならないとされているが、住民が正しく伝承するためにも、国等が積極的に支援していくべきではないか。

重野 安 正君(社民)

- ・本法律案では、災害発生時の情報収集など、地方防災会議の所掌事務の一部が災害対策本部に移されているが、その理由を伺いたい。
- ・本法律案では、都道府県防災会議の委員に、学識経験者や自主防災組織を構成する者を任命することができることとしているが、災害から障害者、高齢者等を守るために、福祉関係者等を対象に加えるべきではないか。

柿澤 未 途君(みんな)

- ・中国の四川大地震のときに役立った、自治体が1対1で被災自治体を支援する対口支援たいこうしえんのような体制づくりを法制化すべきという提言があるが、今後の見直しに盛り込んでいく考えはないか。
- ・電力自由化と発送電分離を前提とした地域分散型エネルギー源の実現は、災害時の停電を防止するなど、災害対策においても重要ではないか。
- ・分散型の避難を想定し、都市部のマンションでは自宅残留が可能となるよう、自家発電機を稼働し続けるための燃料補給が重要となるのではないか。

高橋 千鶴子君(共産)

- ・被災者を対象とする医療費の自己負担分の全額免除が本年9月末で廃止となるが、少なくとも被災者の生活再建の見通しが立つまでは期限を延長すべきではないか。
- ・現行の災害救助法では、広域避難者に対する救助に係る経費を受入れ都道府県が避難元の被災県に求償し、改め

て避難元の自治体が国庫負担分を請求しなければならないことから、直接国に請求できるようにすべきではないか。

- ・国連の委員会でも「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議が採択されるなど、災害対策における女性の視点の重要性が指摘されているが、その趣旨は本法律案にどのように反映されているのか。

石田 三 示君(きづな)

- ・釜石市の小中学校における防災教育の事例を見ても、状況判断をしながら随時正しい方法を見つけ出していく防災教育が大事と考えるが、今後の防災教育の在り方について、中川防災担当大臣の所見を伺いたい。
- ・避難に資する防災教育や避難訓練に加えて、避難した後の生きる力を養うサバイバル教育も大事と考えるが、文部科学省としてどのような対応をとっているのか。
- ・平時には福祉等の活動を行っている社会福祉協議会が災害時に防災ボランティアの受入れをはじめとする緊急対応ができるよう、国としてどのような支援を行っているのか。

秋葉 賢 也君(自民)

- ・現行の災害救助法では、都道府県知事に限定して救助の実施権限が付与されているが、政令指定都市の長に権限があればより迅速な対応が可能となることから、政令指定都市の長の権限拡大を含めた災害救助法の見直しを検討すべきではないか。
- ・防災集団移転促進事業について、国や自治体の救援・救助を目的とした要請に基づき残存家屋を撤去した被災者には移転料が支払われないことから、復興交付金の効果促進事業により、この費用をみることはできないか。
- ・現行の被害認定基準においては、津波により全てを流されて失った被災者も、住家が倒壊しわずかであれ財産が残った被災者も、同じく「全壊」に区分されるが、前者の方がより被害が大きいと考えられることから、「全壊」の上にもう一段高い区分を設けるなどの見直しを行うべきではないか。